

令和 3 年 6 月 9 日現在

機関番号：32641  
 研究種目：基盤研究(C) (一般)  
 研究期間：2017～2020  
 課題番号：17K04249  
 研究課題名(和文) 子育て支援策を内包するフランス社会保障政策の理論的分析 ラロック理論の再検討

研究課題名(英文) A Theoretical Analysis of a French Social Security Program with Implied  
 Childcare Support Provisions: A Reexamination of Laroque's Theory

研究代表者  
 宮本 悟 (MIYAMOTO, Satoru)

中央大学・経済学部・教授

研究者番号：70352846

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：フランス社会保障の父＝ピエール・ラロック(Pierre Laroque)は、子育て支援策の側面をも備える家族給付を重視し、医療保険・年金保険・労災保険などとともに社会保障を構成する一制度と位置づけ、児童手当を社会保障の前提条件の1つと捉えたイギリスのベヴァリッジ報告とは異なる見地に立った。今日の家族給付は様々な手当を重層的に備えており、一部の例外はあるものの、基本的に各世帯のニーズに応じて複数の手当を併給できる体制を整えている。家族給付部門の財政構造を変えるほどのオランダ社会保障改革を経て、ラロックが指摘した雇主負担を重視するフランス家族給付の伝統的特徴は確認できる。

#### 研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、この分野の主要な研究者が採用している制度内容の詳細な解説に終始する制度論的研究方法から距離をおき、家族給付部門を内包するフランス社会保障制度の政策分析を重視する政策論的アプローチを採っており、そこに学術的な意義を見出せる。また、フランスでは社会保障制度の一環として家族給付部門が位置づけられている点、すなわち社会保障政策の一環として子育て支援策が位置づけられている点が理論的に整理されることで、子育て支援策が目指すべき国民生活の最低保障水準に関する新たな理解につながる可能性が見込まれる。この点において、本研究の社会的意義は大きいと思われる。

研究成果の概要(英文)：Pierre Laroque, the father of social security in France, attached importance to family allowances, which had a dimension of child-rearing support, and positioned them as a scheme that constitutes social security along with medical insurance, pension insurance, and industrial accident insurance, taking a standpoint different from that of the Beveridge Report, which considered children's allowances to be one of the assumptions underlying social security. Family allowances today are composed of a multilayered array of various allowances and, notwithstanding certain exceptions, are so organized as to be able to concurrently issue multiple allowances in accordance with the needs of each household. Even after the social security reform of Francois Hollande that changed the fiscal structure of the family allowance program, one can still confirm the traditional feature of French family allowances pointed out by Laroque that has placed importance on the contribution by employers.

研究分野：社会政策・社会保障論

キーワード：フランス 社会保障 家族手当 家族給付 子育て支援 社会政策

### 1. 研究開始当初の背景

わが国では20世紀末から少子化問題が社会的関心事となっている。2016年5月に発表された合計特殊出生率(2015年分)は1.46にとどまっており、歴代政府は少子化対策の必要性を強調しつつも十分な成果を上げられなかったと言えよう。このような状況下で、近年では出生率が置換値近くで安定的に推移しているフランスに注目が集まり、その子育て支援策が紹介されるようになってきた。フランスの諸経験を把握・分析し、人口減少や社会保障制度存続等に対する懸念が社会的に取りざたされているわが国への政策上の示唆を得る必要があると考える。

フランスにおいて、家族手当(わが国の児童手当に相当)および乳幼児受入れ給付(PAJE; 2004年から導入されている、妊娠中から主に3歳未満までを対象とする総合的子育て支援給付制度)を主な柱とする家族給付部門は、社会保障制度が発足して以来、社会保険部門(年金保険・医療保険)・労災保険部門とともにその構成制度の1つに位置づけられている。今日の主要な子育て支援策が家族給付部門を基盤として実行されている点はフランス社会保障制度が有する特徴の1つであり、少子化・子供の貧困・待機児童など諸問題を抱えるわが国にとって示唆に富むと言えよう。

### 2. 研究の目的

長期的な研究目標としては、20世紀初頭に人口減少をとまなう少子化問題を経験し積極的な出生奨励政策に取り組んできたフランスの諸経験をとり上げ、社会・経済的状况の変化に応じて整備されてきた子育て支援制度について歴史的・政策的に把握・分析し、その上で日本への政策上の示唆を得ること、を掲げている。この目標を達成すべく、本研究では、家族手当を中核に据えるフランス家族給付部門とそれを内包する社会保障制度との政策的関係性に着目し、社会保障制度発足当初から現在に至るまでの展開を政策理念の観点から把握・分析することを研究目的とした。

### 3. 研究の方法

本研究では、研究目的を達成するために次の諸項目について分析を進めることとした。

- (1) フランス「社会保障の父」=ピエール・ラロック(Pierre LAROQUE)の社会保障理論の再整理
- (2) 同理論の制度化の検証
- (3) 家族給付部門の位置づけの検討

以上3項目の分析作業を進めるにあたって採用を計画していた方法は、(1)文献研究、(2)現地での実態調査・研究交流、(3)インターネットを通じた資料収集・研究交流などであった。しかしながら、予想外であった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行によりフランスへの渡航は不可能となったため、(2)現地での実態調査・研究交流については止むなく断念した。

### 4. 研究成果

子育て支援策を内包するフランス社会保障政策を考察対象とした本研究を通じて、主に下記の諸点が明らかになった。

(1) わが国におけるラロック理論の研究は、これまであまり取り組まれてこなかったが、工藤恒夫氏の論考はP. ラロックの所論を丁寧に分析しておられる。そこでは、社会保障の政策目的(社会的不平等の是正・緩和)や究極目標(「無階級社会」の実現)など、政策論的分析が緻密に展開されている。その一方で、家族給付については、社会保障を構成する3要素の1つに位置づけられる「収入の保障」との関連で言及されるにとどまっている。

(2) 先行研究を補足すべくLAROQUE, Pierre (1970)を分析した結果、次の諸点が明らかになった。すなわち彼は、家族給付を、医療保険・年金保険・労災保険などとともに社会保障を構成する一制度と位置づけ、児童手当を社会保障の前提条件の1つと捉えたベヴァリッジ報告とは異なる見地に立つ。フランスで家族の扶養負担を埋め合わせる慣行は、19世紀末から広まったとの認識を示し、この初期的段階における賃金と家族給付(とりわけ家族手当)との関係を強調している。さらに、家族の扶養負担を補償する実践的な対応は、家族賃金の保障への不安や、扶養家族数によって生じる実質的生活水準格差への不公平感など、労働者側の異なる懸念を背景にして歴史的に積み重ねられてきたとの認識を示している。

また、各国における家族給付の初期的形態は、こうした家族の扶養負担を補う上乗せ賃金の他に、国庫負担によって財源を調達する扶助、加入者の拠出金によって財源を確保する世帯収入保険、などがあったとされる。3つの初期形態から始まる家族給付は、第二次世界大戦後に社会保障を構成する一要素となったとされ、この段階に至ると「もはや家族給付と賃金の間に必然的な関係はない」とP. ラロックは捉えるのであった。

さらに、P. ラロックは、各国で見られる社会保障制度下の家族給付財源として、全額国庫負担、独立勤労者の拠出、雇主拠出、などを挙げている。とりわけ拠出制を採るについ

て彼は、「家族給付は拠出金によって財源調達されており、すなわち関係者自身の拠出 これは一般に独立勤労者の事例しかない や、あるいは受給者の雇主の拠出 これは最も頻繁に見られる事例であり、とりわけフランスやベルギーにおいて見られる によっている」と述べている。ここで注目したいのは、「関係者自身の拠出」= 受給予定者自身の拠出は「一般に独立勤労者の事例しかない」と言明している点である。換言するならば、受給予定者の拠出を求める家族給付制度は一般に独立勤労者向けのものに限られており賃金労働者向けの場合には認められない、との主張を P. ラロックは展開している。賃金労働者に拠出を求めるような家族給付制度は、一般的ではないのである。

(3) フランスにおいて家族手当を国家制度化したのは 1932 年法であったが、同法制定時の当面の適用対象に農業労働者は含まれていなかった、との認識でフランス人研究者の見解はほぼ一致している。

ドミニク・セカルディ (Dominique CECCALDI) は、1932 年「家族手当法」の適用対象について次のような主張を展開している。すなわち、「農業に関しては、1932 年法の立法者は、〔同法の適用対象を農業部門に拡大する〕問題の解決を行政命令に委ねつつ、夢としてではなく、近い将来に実現できるようにしたいとの願望を表明していた」(CECCALDI, Dominique (1957) p.52) と述べている。D. セカルディの見解によれば、農業部門は 1932 年「家族手当法」の適用対象になる可能性があったことを示唆してはいるが、それは行政命令 (règlement d'administration publique) 発令後の将来的な見通しとしての言及であった。

ミシェル・メスユ (Michel MESSU) は、『家族政策 出生奨励主義から連帯へ (Les politiques familiales: du natalisme à la solidarité)』の中で、1932 年「家族手当法」に関して次のような解説を加えている。すなわち、「なおも留保されるケースであった農業部門は除いて、雇主に〔家族手当〕補償金庫への加入を義務化しつつ、1932 年法は、それ以前に講じられてきた対策を強化した」(MESSU, Michel (1992) p.58) と説明している。M. メスユは、1932 年「家族手当法」の適用対象に農業部門は含まれていなかった、と認識しているのである。

マルク・ドゥ・モンタランベール Marc de MONTALEMBERT) は、編著『フランスの社会保護 (La protection sociale en France)』(第 6 版)に「家族政策」と題する自らの論考を収めている。その中で、フランス家族政策の歴史と現状を論じており、1932 年「家族手当法」に言及している。すなわち、「個人的なイニシアチブにより若干の賃金労働者はすでに家族の扶養負担にたいする賃金の補足を享受していたものの、1932 年 3 月 11 日のランドリー法は、商工業部門における勤労報酬に付加する家族扶養手当の支給を強制化した」(MONTALEMBERT, Marc de (2013) p.259) と解説している。M. ドゥ・モンタランベールの場合には、1932 年「家族手当法」の適用対象に関して農業部門への言及は一切なされていない。

(4) フランス社会保障は組織上、2020 年時点で 3 種の制度 (régimes) に分かれている。すなわち、民間賃金労働者・独立勤労者 (travailleurs indépendants) が加入する一般制度 (régime général) 自営農・農業労働者・農業経営者などが加入する農業制度 (régime agricole) 公務員・公共部門労働者などが加入する 27 の特別制度 (régimes spéciaux) が分立している。各制度の加入者を見ると、一般制度にはフランス国民の 88%、農業制度には 5%、特別制度には 7% が加入しているため、フランス社会保障の中軸的制度は一般制度であると言えよう。また、フランス社会保障制度をリスク別に見ると、疾病保険部門 (branche maladie)・老齢保険部門 (branche vieillesse)・家族給付部門 (branche famille)・労災保険部門 (branche accidents du travail) の 4 部門に分かれている。

2000 年代半ばから 2010 年代前半にかけて記録した人口置換水準に迫るほどの合計特殊出生率に表れているように、フランスでは子供の順調な増加が見られた。それに伴い、子育て支援の所得保障施策である家族給付の総支出が増大し、疾病保険・老齢保険とともに慢性的な赤字構造に陥っていた。家族給付部門に着目してみると、表 1 に見られるとおり、2010 年代はほぼ一貫して支出超過額が縮小する流れにあり、2018 年には黒字を計上するに至っている。もっとも、当然のことながら収支バランスばかりに拘泥するのは問題であり、まずは政策目的を達成できているかを慎重に検討する必要がある。あくまでも、社会保障の政策目的は生存権保障であり、財政はその目的達成のための手段にすぎない。財政健全化のために政策目的を歪めるような行為は、本末転倒と言えよう。表 1 で留意すべきは、2015 年度以降、収入・支出ともに大きな減少がみられ家族給付部門全体の財政規模が縮小している点である。とりわけ、2015 年度から 2017 年度までの 3 年間については、オランダ (François HOLLANDE) 政権によって提起された「責任・連帯協定 (Pacte de responsabilité et de solidarité)」が実行に移された時期であり、その影響で家族給付部門の財政構造は収支両面において大きく変化することとなった。

表1 フランス家族給付の財政収支(2011~2019年度)

単位: 100万ユーロ

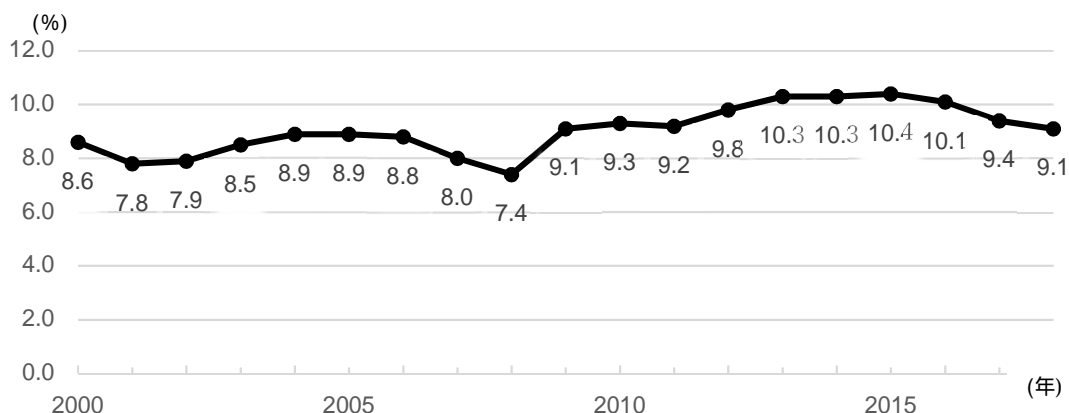
年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
収入	51,978	53,772	54,574	56,329	52,774	48,591	49,757	50,396	51,060
支出	54,568	56,275	57,807	59,016	54,302	49,588	49,957	49,945	50,225
合計	-2,590	-2,503	-3,233	-2,687	-1,528	-997	-200	451	835

注) 2019年度の数値については、期中発表の予測値である。

出所) Commission des comptes de la Sécurité sociale, *Les Comptes de la Sécurité Sociale* (各年版)より作成。

(5) サプライムローン問題が引き金となった2008年9月以降のリーマンショックは、各国に株価下落をはじめとする金融危機・経済不振をもたらした。フランスでもその影響は甚大で、図1に見られるように、徐々に改善の兆しを示していた雇用情勢は反転した。すなわち、2008年全体での完全失業率は7.4%まで下降していたものの、翌2009年には9.1%を記録し、上昇基調に転じていったのであった。当時のサルコジ(Nicolas SARKOZY)政権はその対応に苦慮し、失業者増大への歯止めを掛けられない状態が継続する中、2012年にその大統領任期を終えた。政権を引き継いで以来、有効な失業問題対策を講じられなかったオランド大統領は、「責任・連帯協定」の締結を雇主に提言し、労務コストの軽減と引き換えに雇用増大をもたらす方針を打ち出した。実行された労務コスト軽減策は当初案からは縮小されたものの、家族給付の主要財源である雇主拠出を部分的に引き下げる改革が断行されたのであった。雇主拠出の軽減部分を国庫負担で補填する対応が採られる中、家族給付部門の総支出抑制が図られていく。その具体策が、家族手当の給付額を世帯所得に応じて3段階に区分する給付抑制策であった。

図1 フランス完全失業率の推移(2010~2018年)



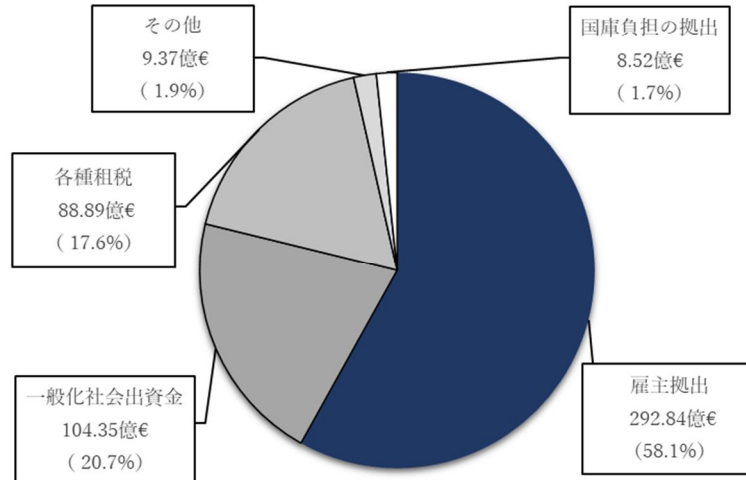
出所) INSEE (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4277658?sommaire=4318291#tableau-figure2>: 7 juin 2020)より作成。

(6) 拠出面・給付面の双方に及ぶオランド改革を経てもなお、フランス家族給付制度の伝統的特徴については維持されている点に留意すべきであろう。

拠出面においては、家族給付の財源を主に雇主の拠出負担によって調達するという特徴が維持されており、例えば図2に示されているように、2018年の総収入は約503億9600万ユーロであり、そのうちの58.1%に相当する約292億8400万ユーロは雇主拠出によって調達されていた。現在でもなお、家族給付財源の約6割は雇主拠出によって確保されており、国庫負担は4割程度に抑えられているのである。

また、給付面においては、家族給付部門の中核をなす家族手当が国家制度化された1932年以来、例外的な10カ月間を除いて歴史的に継続されてきた普遍主義の伝統が維持されている。例えば2020年4月1日現在、子供2人を扶養している場合の家族手当は、2018年度の世帯年収が6万9309ユーロ(1ユーロ=120円換算で、約831万7080円)以下であれば月額131.95ユーロ(約1万5834円)、世帯年収が9万2381ユーロ(約1108万5720円)以下であれば月額65.97ユーロ(約7916円)、世帯年収が9万2381ユーロ(約1108万5720円)を超えていれば月額32.99ユーロ(約3959円)とされる。このように、オランド改革により、高所得世帯にたいする家族手当は1/2ないし1/4に減額される措置が導入されてはいるものの、ミシェル・ボルジェット(Michel BORGETTO)が指摘するように「普遍主義の原則は維持されている」(*Le Monde*, 7 octobre 2015, p. 9)のである。

図2 フランス家族給付の財源構成（2018年）



出所) Commission des comptes de la Sécurité sociale (2019) , *Comptes de la Sécurité Sociale: résultats 2018, prévisions 2019 et 2020 (rapport septembre 2018)* p. 28 より作成。

< 主要参考文献 >

CECCALDI, Dominique (1957) , *Histoire des prestations familiales en France*, Edition de l'Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales.

LAROQUE, Pierre (1970), *Les grands problèmes sociaux contemporains (1969-1970, fascicule 2)*, Paris: Université de Paris, Institut d'études politiques.

MESSU, Michel (1992) , *Les politiques familiales: du natalisme à la solidarité*, Éditions Ouvrières.

MONTALEMBERT, Marc de (2013) , *La protection sociale en France (6e édition)*, La Documentation française.

工藤恒夫 (1984) 『現代フランス社会保障論』青木書店。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宮本悟	4. 巻 61巻3-4号
2. 論文標題 オランダ政権下におけるフランス家族給付改革	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 経済学論纂	6. 最初と最後の頁 189-205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本悟	4. 巻 72巻（通算844号）
2. 論文標題 フランス家族給付改革の動向 2010年代後半の政策展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 白門	6. 最初と最後の頁 35-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本悟	4. 巻 51号
2. 論文標題 フランス家族手当研究の論点 『史的研究』をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中央大学『経済研究所年報』	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本悟	4. 巻 59巻5-6号
2. 論文標題 ラロック社会保障理論の再検討 家族給付の観点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 経済学論纂	6. 最初と最後の頁 285-293
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------